

## 第10回公正入札調査会議 議事概要

[日時] 平成27年10月7日(水) 15:00-16:45

[場所] 中央合同庁舎第3号館 4階幹部コーナールーム

[出席委員] 和泉澤座長、金本委員、郷原委員、長瀧委員、奈良委員、堀田委員、升田委員

[委員の主な意見]

○ 研修の講師を行う際は、講義内容がマンネリ化しないように気をつけている。談合対策もマニュアル等による指示も必要だが、ある程度現場に裁量を持たせた方が対応しやすいのではないか。

特別監察はマンパワー等が許す限り実施すべき。特別監察の噂が流れたり、特別監察が実際に実施されたりすると、国、工事請負業者ともに緊張感が走る。ただし、単に特別監察を続けるというだけではマンネリ化の恐れもある。

○ 特別監察は、事務所が再発防止対策をぬかりなく行っているかという事務所に対するチェックと入札参加業者において談合が行われている疑いがどの程度あるかという業者に対するチェックの2通りがある。この2つは分けて考えた方が合理的ではないか。

○ 高知談合が起こった当初は、とにかく再発防止に対するしっかりしたチェックがメインであったが、高知談合から既に3年が経っている。「公正入札調査」という観点から言っても他のパターンにも目を向けるべきではないか。高知談合は不正行為の1つのパターンであって、官側の関与も問われた事案だが、不正行為はこれだけに限らない。

○ 「特別監察」というのは高知談合が起きて特別に行っている監察であった。いつまでこれを続けるのかをもうそろそろ考えて頂きたい。

以上